

# 福祉関係 各種手当の紹介

国・県・市の主な福祉関係の手当制度(平成28年7月現在)を紹介します。所得の状況によって支給の対象とならない場合がありますので、詳しくは問い合わせてください。

区分	種類	対象	手当の月額	支給月	備考
ひとりの親家庭対象	児童扶養手当	父または母がいないか、父または母が障害(身障手帳1級および2級の一部)状態にある家庭で、18歳到達年度末までの児童または20歳未満で障害の状態にある児童を養育している方	児童1人のとき42,330円 児童2人のとき47,330円 3人目以降は、1人増すごとに3,000円加算	4,8,12月 11日	所得により手当額が異なります。 ※平成28年4月額改定
	遺児手当	父または母の死亡、父母の離婚、父または母が重度の障害(身障手帳1級および2級の一部)などにある家庭で、18歳到達年度末までの児童を養育している方(公的年金を受給できる方は対象外(県のみ))	遺児1人につき4,350円	4,8,12月 25日	所得制限・年数制限あり
	遺児手当	遺児1人につき2,400円	3,9月 末日	所得制限・年数制限あり	
障害者(児)対象	特別児童扶養手当	20歳未満の中度、重度(身障手帳1~3級および4級の一部または療育手帳A、B判定)の障害児を養育している方	1級(重度)51,500円 2級(中度)34,300円	4,8,11月 11日	所得制限あり ※平成28年4月額改定
	障害児福祉手当	20歳未満で精神または身体の重度の障害により、日常生活に常時介護を要する方(障害を事由とした年金受給者および施設入所者を除く。)	A種(国)14,600円+(県)6,900円 B種(国)14,600円+(県)1,150円 C種(国)14,600円	2,5,8, 11月 10日	所得制限あり ※平成28年4月額改定 ※A種は身障手帳1・2級かつ療育手帳(IQ35以下)所持者 B種は身障手帳1・2級または療育手帳(IQ35以下)所持者
	特別障害者手当	20歳以上で精神または身体の重度の障害により、日常生活に常時特別の介護を要する方(施設入所者および長期入院者を除く。)	A種(国)26,830円+(県)6,850円 B種(国)26,830円+(県)1,050円 C種(国)26,830円		
	経過的福祉手当	20歳以上で従来の福祉手当の受給者であって特別障害者手当に該当せず、かつ、障害基礎年金および特別障害給付金も支給されない方(施設入所者を除く。)	A種(国)14,600円+(県)6,900円 B種(国)14,600円+(県)1,150円 C種(国)14,600円		
	在宅重度障害者手当	①身障手帳1・2級かつ療育手帳(IQ35以下)所持者 ②身障手帳1・2級または療育手帳(IQ35以下)所持者 ③身障手帳3級かつ療育手帳(IQ50以下)所持者 施設入所者および長期入院者を除きます。 ※②・③の場合、手帳が初回交付された日の年齢が65歳以上の方は対象外です。	左記①15,500円 左記②、③6,750円	4,8,12月 25日	所得制限あり
	障害者扶助料	市内在住で、身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者(手帳初回交付日時点で年齢が65歳以上である場合は除く。※平成28年4月改定)	身障1級・療育A判定(IQ35以下) ・精神1級 4,000円 身障2級 3,500円 身障3級・療育B判定(IQ36~50) ・精神2級 3,000円 身障4~6級・療育C判定(IQ51~75) ・精神3級 2,000円	3,9月 末日	[支給停止] ※平成28年4月改定 ・前年の所得について、地方税法の規定する市町村民税が課される場合 (※平成28年4月改定) ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、愛知県在宅重度障害者手当を受給している場合 (※平成28年4月改定) ・介護保険施設や社会福祉施設に入所(通所は除く)した場合

## 介護保険施設を利用している方、家族の方へ 8月から食費・部屋代負担軽減の判定方法が変わります

施設サービス利用者の食費・部屋代は、本人負担が原則ですが、低所得の方には申請により「介護保険負担限度額認定証」を交付し、段階を設けて負担軽減を行っています。

利用者負担段階	対象者	判定額
第1段階	・世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方 ・生活保護を受給されている方	かつ、 夫婦 預貯 2金等 0が 0単 0身 方 で 1,0 以下 0万
第2段階	7月まで	世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方
	8月以降	世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方
第3段階	世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が住民税非課税で、上記第2段階以外の方	<b>新設</b>

これまで、食費・部屋代の利用者負担段階の判定に用いる収入には、課税年金収入のみが対象になっていましたが、8月からは非課税年金(遺族年金と障害年金)収入も含めて判定します。

非課税年金を一定額受給している場合には、利用者負担段階が変わる場合があります。

※現在の「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は7月31日(日)です。8月以降も継続して利用するためには、改めて申請が必要です。交付を受けている方には、7月上旬に申請の案内を郵送します。

問合せ先 いきいき広場内介護保険・障がいグループ ☎ 52-9871